

## 平成 26 年度第 3 回日本スポーツ少年団常任委員会 議事録

日 時 : 平成 26 年 11 月 10 日 (月) 14 時 00 分～16 時 30 分  
場 所 : 岸記念体育会館 理事・監事室  
出 席 者 : 坂本本部長、山井、住谷、三屋の各副本部長  
佐藤 (厚)、安中、高山、大西、奥野、岡、椿、川田、中村、野田、望月、佐々木、神谷、工藤の各常任委員  
(委 任) 原、富田、宗像、長尾の各常任委員  
委員総数 22 名、うち出席 22 名 (委任 4 名を含む)  
設置規程第 17 条第 3 項により会議成立。  
(事務局) 西田事務局次長、小林部長、菊地課長 他少年団課員

議事に先立ち、坂本本部長からの挨拶の後、本部長を議長として、議事に入った。

なお、これまでの本会議における各委員からの意見を受けて、従来の「議案」と「報告事項」の他に、新たに「協議事項」を設けることとした。

### <議案>

#### 1. 平成 26 年度日本スポーツ少年団ブロック会議の開催について

本年度のブロック会議は、日本スポーツ少年団の役員改選、平成 27 年度の事業計画・予算ならびに第 9 次育成 5 か年計画についてを中心議題とし、全国 6 ブロック 6 会場で実施する旨を諮り、これを承認。

今後は主管県への開催協力依頼及び他都道府県への開催案内を発信し、準備を進めていくこととした。

### <報告事項>

#### 1. 平成 26 年度第 2 回日本スポーツ少年団常任委員会及び第 1 回日本スポーツ少年団委員総会の議事録について

議長から資料に基づき報告。

#### 2. 平成 27 年度日本スポーツ少年団要望予算の編成について

平成 26 年度第 2 回常任委員会及び第 1 回委員総会にて坂本本部長に一任としていた、平成 27 年度の要望予算の編成については、日本体育協会が各補助先・助成先に要望書を提出し、調整を図っているため、明年 3 月開催の第 4 回常任委員会および第 2 回委員総会にて諮る旨を報告。

#### 3. 平成 26 年度スポーツ少年団登録状況について

本年度登録数について、各都道府県でのデータ入力作業の結果を受けた第 1 次集計が終了した段階の団数、団員数、指導者数を報告。

なお、東日本大震災に係る「見なし登録」の特別措置を講じた岩手県 12 市町村、宮城県 13 市町村および 2 地区、福島県 10 市町村および 2 地区については平成 22 年度の登録数であること、また、平成 26 年度の最終的な登録数は、別途報告することを併せて報告。

### <主な意見等>

望月委員 登録団員数はここ数年減少傾向が続いている。日本の子どもの数自体が減っている現

状ではあるが、登録団員数の減少に歯止めをかけるためにもプロジェクトを立ち上げ、対策について議論をすべきでないか。

大西委員 対象となる年齢人口に対して何割の子ども達がスポーツ少年団に登録しているかを示す資料も用意してほしい。

工藤委員 スポーツ少年団には登録していないがスポーツを行っている子ども達は数多くいる。そのような子ども達をいかにしてスポーツ少年団に登録してもらうか考えていく必要があるのではないか。

佐藤委員 新規登録の団が増えているという傾向も見られるが、継続して団登録してもらうための活動を検討していかなくてはならない。

岡委員 新しく加入してもらうことも重要であるが、継続して活動に参加してもらうことも重要である。「卒団」という概念がなくなれば、全国の交流大会や日独交流への参加者も増えてくると考えられる。

中村委員 宮崎県では子どもの人口に占めるスポーツ少年団への加入割合は増えている。今後は障がいのある子ども達も含め、加入を促進していければと思う。

望月委員 小学生人口の割合については 30 年ほど前から減少傾向にあったが、スポーツ少年団の最近 5 年間の減少の割合は非常に高くなっている。なぜこのようになったのか、分析する必要がある。

佐々木委員 総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団で子ども達を取り合っているという意見を聞くこともある。

事務局 ここ近年登録団員数の減少が続いている。常任委員の皆様からも力をお借りして団員減少に歯止めをかける対策を考えて行きたい。

#### 4. 平成 26 年度日本スポーツ少年団 7 月以降の諸事業の終了について

7 月以降に実施したシニア・リーダースクールをはじめとする日本スポーツ少年団の諸事業について、いずれも所期の目的を果たし、終了したことを報告。

#### 5. 第 52 回全国スポーツ少年大会、第 36 回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会における感謝状の贈呈について

8 月上旬に大阪府で開催した「第 52 回全国スポーツ少年大会」ならびに北海道で開催した「第 36 回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会」の終了に伴い、「日本スポーツ少年団顕彰要綱第 3 条第 4 項」に基づき、貝塚市をはじめとする計 9 団体に対し、坂本本部長名にて感謝状を贈呈したことを報告。

#### 6. 第 37 回全国スポーツ少年団剣道交流大会、第 12 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会の開催について

10 月 8 日に第 37 回全国スポーツ少年団剣道交流大会の開催県である埼玉県、8 月 20 日に第 12 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会の開催県である福島県において、第 1 回の実行委員会が開催され、各大会の実施要項が承認されたことから、都道府県スポーツ少年団宛に実施要項を送付し、参加者の推薦を依頼した旨を報告。

## 7. 平成 26 年度「ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」の開催について

本年度は「子どものためのスポーツ環境～2020 年東京オリンピック・パラリンピックを支えるジュニアスポーツ～」をテーマとして、12 月 7 日に東京都の品川プリンスホテルにて開催する旨を報告。

## 8. 文部科学大臣表彰について（生涯スポーツ功労者、社会教育功労者表彰）

生涯スポーツ功労者については、日本スポーツ少年団登録指導者 8 名を推薦した結果、文部科学省において、同功労者として決定し、10 月 10 日、表彰式が行われた。また、本会推薦の 8 名以外に都道府県教育委員会から推薦された方のうち、佐々木もと子常任委員を含むスポーツ少年団関係者 2 名が生涯スポーツ功労者として、単位スポーツ少年団 12 団及び市町スポーツ少年団 7 団が生涯スポーツ優良団体として表彰された。

また、文部科学省が公募を行った社会教育功労者については、第 2 回常任委員会において推薦の取り進めを坂本本部長一任としていたが、推薦基準を満たす対象者がいなかったため、本年度は推薦を見送った旨を報告。

## 9. 専門部会及びプロジェクト報告について

平成 26 年度第 2 回常任委員会以降に開催した各専門部会及びプロジェクトの協議事項について以下のとおり報告。なお、各専門部会の協議事項のうち、本常任委員会における議案、協議事項、報告事項については報告を省略。

### 【指導育成部会】

#### (1) 第 9 次育成 5 か年計画について

##### ①登録システムの改善

紙ベースでの登録手続きから WEB 上で行えるシステム環境への整備について進捗状況を報告。

##### ②リーダー資格取得の促進とリーダー活動の充実

リーダー養成だけにとどまらず、全国スポーツ少年大会など各種事業との連携を図る必要があることから、活動開発部会等との合同会議を実施し改善策を検討することとした。

##### ③育成母集団の活動の充実

平成 26 年度登録用紙と共にアンケート用紙を配布し、調査を実施した。現在、集計結果を取りまとめ、平成 26 年度内に公表できるよう取り組んでいる。

##### ④幼児加入のための条件整備

「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」の試作版を作成し、現在検証作業を行っており、今後は普及方法についても協議を進めていくこととしている。

#### (2) スポーツ少年団認定育成員資格の新規認定および復活について

群馬県をはじめとする 4 府県から新規認定の推薦があった 7 名及び茨城県をはじめとする 4 県から復活申請があった 4 名について協議し、承認した。

### 【広報普及部会】

#### (1) 第 9 次育成 5 か年計画について

##### ①「広報 PR 計画」に基づく具体策の実施

少年団関係者が広く活用できるホームページ（以下、HP）の展開に取り組んでおり、本年度は

その指針として、スポーツ少年団関係の閲覧数年間計 60 万回（1 単位団が 1 ヶ月に約 1.5 回）の HP 閲覧を目標とし、夏の諸事業の開催にあわせ、事業の告知や活動の写真を取り入れた事業終了報告を行うなど、情報発信ツールとしての役割の強化を行った。今後は、少年団の活動についての理解を促すような HP の改修・更新を行うこととしている。

#### ②広報ガイドブックの普及・頒布について

昨年度、情報誌「Sports Japan」の 11-12 月特別号にて掲載した広報活動ガイドブックを、より多くの単位団の活用を促すためにも、一部修正を加えた上で HP に掲載することとした。

#### (2) 日本スポーツ少年団需品・制定品について

日本スポーツ少年団の制定品等の販売業務を委託している株式会社ホットラインとの契約が今年度で満了することから、新規業者の選定を行い、その結果、平成 27 年度からは日本体育協会のオフィシャルサプライヤー（スポンサー）である RH トラベラー株式会社に販売・頒布業務を委託することとなった旨を報告。今後、取り扱い商品や販売方法などについて詳細を取り決め、平成 27 年 4 月から、販売業者を完全移行する予定としている。

### 【活動開発部会】

#### (1) 第 9 次育成 5 年計画について

##### ①市区町村スポーツ少年団の基盤強化と活動の活性化

3 月に発行した報告書の内容の一部についてさらに詳細な分析を行い、各市区町村の人口規模別による集計結果の概要を報告。今年度中には結果を HP で公表する。

##### ②中高生の活動継続

平成 25 年度登録において、中学生以上の団員が 15 名以上登録し且つ小学生団員も登録をしている全国の単位スポーツ少年団を対象に実施したアンケート調査の結果概要を報告。アンケート結果については今年度中に報告書として取りまとめ、今後 HP 等にて公表していく予定としている。

##### ③障がいのある子どもたちの加入促進

アンケート調査を実施し集計中である旨を報告。アンケート結果については、今年度中に報告書として取りまとめ、HP 等にて公表していく予定としている。

##### ④国内交流事業の充実

全国スポーツ少年大会や全国競技別交流大会のあり方について、各ブロックで行われている大会の実施状況を踏まえながら、各大会の充実に向けた協議を行った。

#### (2) 日独スポーツ少年団国際交流について

##### ①日独交流の次期協定書（2016 年～）

次期の協定については 2016～2019 年の期間を見込んでおり、内容については参加団員の上限年齢の引き上げ、現在の青少年保護方針に修正を加えた「青少年保護措置」に関する記述の加筆を予定している。なお、協定書の内容についてはドイツ側の意向も踏まえ最終的な調整を行っていくことを確認した。

##### ②2015 年の日独交流事業について

募集から推薦までのスケジュールの都合上、従前同様、年内に団員及び指導者の募集案内を行うことを確認。特に、日本団団員の定員割れが顕著なことから、本常任委員会においても派遣対象者の推薦と本事業のより一層の効果的な PR 活動への協力を依頼した。

### (3) 競技別交流大会の参加資格について

平成 27 年度からの競技別交流大会開催基準要項の改定に併せ、現在実施している 3 つの競技別交流大会の実施要項の文言の統一をはかることとした。

#### 【リーダー養成ワーキンググループ】

##### (1) 平成 26 年度全国スポーツ少年団リーダー連絡会について

講師の選定及び、事業の進め方等について確認を行った。

##### (2) 平成 26 年度シニア・リーダースクールのスクーリングの終了および次年度に向けた課題の検討について

本年度の事業の振り返りを行い、次年度の課題や改善点について協議を行った。

#### 【スポーツ安全対策プロジェクト】

上記記載の「ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」に関して協議を行った。

#### 【幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム作成ワーキンググループ】

プログラム作成の進捗状況について報告。

5 月には試作版が完成し、6 月から 8 月にかけてスポーツ少年団、保育園、幼稚園、総合型地域スポーツクラブ等で実際にプログラムを使って、内容の検証作業を行った。現在は、検証作業を通じて寄せられた意見をもとに、修正作業中である旨を報告。

また、本プログラムは、指導現場での活用を想定し、副教材としてパソコンやスマートフォンでも内容を閲覧できるよう準備を進めており、今年度中に完成し、来年度には、全国のスポーツ少年団にプログラムが提供できるように取り進めている。

#### <主な意見等>

中村委員        スポーツ少年団の団員減少について新たにプロジェクトを立ち上げるのもよいが、すでに関連する協議を行っている活動開発部会において深く掘り下げてみてはどうか。

望月委員        登録の WEB 化についてスポーツ安全保険とのリンクができないか、一度検討してはどうか。

### 10. ブロック報告について

特になし。

以上、全ての報告事項について、いずれも了承。

#### <協議事項>

##### 1. 東日本大震災に伴う対応について

平成 23 年度から岩手県、宮城県、福島県の 3 県に対して講じている「見なし登録」の特別措置について、平成 27 年度の対応を協議した結果、今後の日本体育協会全体の取組みも念頭に置きつつ、当該県及び来年 1 月から 2 月に開催する日本スポーツ少年団ブロック会議において、各都道府県からの意見も聞いた上で、3 月の常任委員会及び委員総会に付議することとした。

## 2. スポーツ少年団登録者処分基準の作成について

青少年スポーツ振興プロジェクトにおいて作成した「スポーツ少年団登録者処分基準（案）」について協議を行った。本基準案は、日本体育協会倫理規程に基づき整備するもので、スポーツ少年団に登録する者が、スポーツ少年団の活動の中で倫理規程に違反する行為を行った場合に、その処分を検討する際の判断基準となる。処分基準の内容は、平成 26 年 7 月に施行された日本体育協会公認スポーツ指導者処分基準に準拠したものとし、違反行為の種類・程度等に応じて処分内容を決定できるものとしている。

今後は本基準案について、来年 1 月から 2 月に開催する日本スポーツ少年団ブロック会議において、各都道府県からの意見も聞いた上で修正を行い、平成 27 年度中に施行する予定としている。

<主な意見等>

野田委員 基準内容が少し細かすぎるように感じる。基本的には団の中での話し合いで解決をし、それでも解決できない場合は退団ということになると思うので、基準の中で活動停止何ヶ月、何年というような期間を設ける必要はないのではないかと。それよりも指導者のあるべき姿について考えるような研修内容の充実に力を入れるべきだと思う。

岡委員 「不適切な行為」として経理処理に関する内容が記載されているが、必ずしも全ての単位団で管理ができていないとは思えない。団の中で何かがあったときに対応できるよう、あらかじめ単位団へ指導をしておく必要があるように感じる。

佐藤委員 処分については基本的に都道府県スポーツ少年団が行うことになると思うが、作成した基準について理解をしてもらえよう周知に努めていかなければならない。

川田委員 認定員、認定育成員の資格については登録(活動)停止になった場合どうなるのか。

事務局 少年団の指導者資格については登録の継続が条件になるため、登録ができなくなれば取得した資格は無くなることになる。

大西委員 基準を作ることは必要なことだとは思いますが、対応の裁量についてはある程度都道府県に任せてほしい。

## 3. 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたスポーツ少年団の取組みについて

青少年スポーツ振興プロジェクトにおいて作成した「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けたスポーツ少年団の取組みの基本的な考え方（案）」について協議を行った。本案は、計画の基礎となる基本的な考え方を整理したものであり、その内容は 1964 年の東京オリンピック競技大会の際にスポーツ少年団が中心となって展開した「オリンピック青少年運動」を継承し、2020 年大会においてもスポーツ少年団が「オリンピック・ムーブメントの推進」に取り組むことを柱としている。

今後は、来年 1 月から 2 月に開催する日本スポーツ少年団ブロック会議において各都道府県からの意見も聞いた上で、平成 27 年度に全体計画、平成 28 年度に個別の実行計画をそれぞれ作成し、平成 29 年度から順次取組みを開始する計画としている。

<主な意見等>

大西委員 2020 年東京オリンピックを契機にスポーツ少年団活動を活性化させていきたい。1998 年に長野県で冬季オリンピックを開催した際、期間中にはスポーツ少年団として参画することは難しかったが、大会終了後にはスポーツに関わる子ども達が増え、活動も活性化していった。今回のオリンピックでも同じように全国のスポーツ少年団が発展してい

ければと思う。

神谷委員 前回の東京オリンピックの特徴としてパラリンピックが同時期に開催されるようになったことが挙げられる。今回の資料の中にはパラリンピックとの関わりを示す内容が少ないうように思われる。例えばスポーツ少年団の団員が募金活動を行いパラリンピックへ寄付を行うなどの取組みを実施してはどうか。

大西委員 2020年に向けてパラリンピックの盛り上がりは過去最大のように思う。オリンピックだけでなくパラリンピックにもスポーツ少年団として関わっていくことも必要であろう。

#### 4. その他

奥野委員、野田委員から事前に提案のあった事項について協議を行った。

##### (1) 奥野委員からの提案

###### ① 副本部長制度について

奥野委員 日本スポーツ少年団の副本部長が、各地区(東・中・西)それぞれブロックの担当という意味合いでないことは承知しているが、事業が東・中・西地区と分かれて行われている現状もある。現在、規程上「3名以内」となっており、東・西・学識経験者の3名である副本部長を、次回の改選までに「若干名」もしくは「4名以内」と変更し、副本部長が選出されていない中地区の事業について相談ができるようにしてもらいたい。

事務局 現在、規程の中では副本部長の内訳については記載されていないが、平成3年度の役員改選時の申し合わせにより、東日本、西日本から各1名、学識経験者1名、かつ東日本については本部長の代行として緊急時に対応ができるよう関東ブロックから選出するということで了承を得ている。また、平成13年度からは女性の指導者、団員拡充のため学識経験者については女性とすることが申し合わされている。今回、全国大会が東・中・西地区の輪番制により開催されていることを例に提言をいただいたが、現行の設置規程における副本部長の役割については、あくまでも「本部長の補佐、代行」であり、各ブロックから選出されている常任委員とは性格が異なる。東日本、西日本というのは選出区分であり、東日本、西日本を代表しているという意味合いではない。以上の見解も踏まえた上でご協議いただければと思う。

野田委員 事務局からの説明にあったとおり副本部長の役割については「本部長の補佐、代行」であることは十分理解できるが、各地域やブロックの意見が多岐にわたるので副本部長に各ブロックの意見を集約させる役割を加えてはどうだろうか。各地域との結びつきを強められるように思う。

望月委員 考え方にすれ違いがあるように思える。組織を運営するにあたり常任委員会に出席する委員は「地域の意見を述べる利益代表」ではなく、少年団全体をどう運営していくかという視点をもっていないてはならない。そのため所属地区の副本部長がいないため人数を増やしてほしいという意見には組織のあり方として疑問に思う。

川田委員 具体的に東、西というのはどこが境になるのか。

事務局 実際にはどこが境になるかは重要ではなく、本部長の代行として関東ブロックから1名という考えが第1にあり、関東が東側にあるためそれに対応するように西側からも1

名というものである。あくまで申し合わせであるため柔軟な対応をしていければと思う。

川田委員 副本部長の役割が「本部長の補佐、代行」であるならば望月委員の言うとおりでそれぞれの地区の代表ではないため、現在の副本部長の人数で職務が賄いきれないのであれば人数を増やすことも検討してよいと思う。どの地区から選出するというのは重要ではない。

奥野委員 副本部長の役割として「本部長の補佐、代行」が第1であることは十分理解しているが、現場やブロックの活動を活性化させ意見を収集することも必要なのではないか。

事務局 各ブロックの意見はブロック選出の常任委員からいただける体制となっている。現状として副本部長は現場の声を収集するという役割よりも「日本スポーツ少年団の副本部長」としての立ち回りが主となる。組織全体のガバナンスとして本部長、副本部長の選出については日本体育協会理事会の決定事項となっていることをご理解いただきたい。

## ②全国スポーツ少年大会のあり方について

奥野委員 大会に参加する中学・高校生が小学生のサポート役になっており、本来の活動があまりできていない。中学・高校生の活動継続につながるよう大会の開催方法を変更できないか。

事務局 大会を管轄する活動開発部会、リーダー養成を管轄する指導育成部会を中心に議論を進めており、今後、両部会による合同会議を開催し、大会の開催方法等について協議を行うこととしている。

## ③幼児加入について

奥野委員 現在日本スポーツ少年団では幼児加入の取組みを進めているが、あくまでも幼児加入の環境が整っている単位団は受入が可能になるということであって、幼児加入が義務化されることではないことを周知徹底してほしい。

事務局 現在第9次育成5か年計画の一環として幼児加入のための条件整備として「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」の作成を行っている。また、今年度全国のスポーツ少年団を対象に「育成母集団の活動実態調査」を行い「幼児を対象にした活動状況」についてたずねたところ、「小学生を主な対象とした活動に幼児も参加している」と回答した団が28.4%あり、スポーツ少年団ではすでに多くの団が幼児を受入れている実態が明らかになった。また、幼児が活動していることの原因については「体を動かすことが好きになる」と回答した団が59.2%、「団員の増加につながる」が57.5%、「就学前の早い段階から参加することで体力・運動能力が向上する」が50.3%となった。一方で「幼児を対象にした独自のプログラムの有無」については「プログラムが有る」と回答した団は全体の4.6%であった。つまり多くの団が幼児の受入は行っているが十分な活動プログラムがないという現状がわかった。以上のことから日本スポーツ少年団として幼児加入について環境整備を行う必要はあると考えているが、提言があったように幼児加入を「義務化」という意図ではないため、今一度周知徹底を図っていきたい。

大西委員 幼児加入の実態の結果について非常に驚いている。「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」の作成にあたっては、現場や民間の幼稚園等とのすれ違いがないよう



に慎重に進めていってほしい。

神谷委員 幼児のプログラムを行っている団体はこども会に加入している場合が多い。全国子ども会連合会では様々なプログラムを行っているので参考にしてほしい。

椿委員 少年団の理念に基づく母集団活動を促進していけば、幼児が加入している団の姿がむしろ普通なのではないか。

佐々木委員 幼児受入にあたり、指導者の育成や活動場所などの環境の整備について考える必要があるが、具体的な取組みについても検討してほしい。

## (2)野田委員からの提案

### ①全国競技別交流大会のあり方について

野田委員 全国競技別交流大会については、開催の是非について、これまでも協議が行われているが、今一度徹底した議論を行ってほしい。

事務局 様々な意見があることは承知している。問題は、全国大会がなくなった際の影響や全国大会を目指して活動を行っている子ども達への影響が少なからずあること、また、その影響の度合いが計り知れないことがあげられる。そのため大会を開催することの目的を改めて考え、今後の方向性について常任委員会において議論していただければと思う。

望月委員 基本的には野田委員の意見に賛成であるが、一度有識者を集めた抜本的な会議を開催する必要があるのではないか。

椿委員 競技別の全国大会は競技志向が強いように思う。これからも全国競技別交流大会を続けていくのであれば、もう一度開催形態について考えたほうがよいと思う。

岡委員 諸外国において全国大会規模の大会が実施されているのかどうか調査し、参考にしてはどうか。

### ②日本スポーツ少年団顕彰・指導者表彰の条件に有資格者という条件を追加することについて

野田委員 全国指導者協議会からの提案ということで、以前、具申という形で意見の提出を行っているが、規約の改定には至っていない。今回改めてこの件について議論をしてほしい。

事務局 平成18年度及び平成22年度に「認定資格取得の促進方策」の一つとして提言をいただいているが、「スポーツ少年団を支え、発展に寄与いただいた方々は、有資格指導者のみではない」ことから市区町村、都道府県の実状に応じて柔軟に対応できるようにするため規約の改定は行わず、提言を見送った経緯がある。一方、平成27年度から各単位団に複数有資格者の登録が義務化されたこと、また全国競技別大会において有資格者の参加が条件化された背景もあり、除々にではあるが有資格指導者の割合が増えている。顕彰要綱についてこのような動きと連動して再検討をする必要があると考えており、指導育成部会を中心に市区町村、都道府県の実状も踏まえ議論していきたい。

協議事項については以上。16時30分終了。